

中国技術輸出入管理条例の改正についての問答



魏 啓学*

はじめに

2001年10月31日に中国の内閣である国務院は「中国技術輸出入管理条例」(最後に条文を掲載。以下、「新条例」という)を採択した。新条例の成立は内外国で非常に注目され、筆者はこれについてこれまでに何度も講演をしてきた。新条例の成立後または講演会において、内外国の企業から多くの質問が寄せられた。本文は、これらの質問への回答をまとめたものである。なお、条文の解釈として、いくつか不明確な部分については、主管機関の担当官に確認済みである。

第1問：日本を含めた諸外国の企業はなぜ新条例とその運用に大きな関心を寄せているのか。

答：中国がWTOに加盟した後、諸外国企業の中国への進出は一段と活発になっている。WTO加盟後に中国で設立された独資または合弁会社は大幅に増えており、中国で設立された合弁会社は現在約40万社あるといわれている。これらの独資または合弁会社の経営範囲は、新技術、ハイテクと大きく係わっているため、このような技術移転はすべて新条例が適用される。

中国には、国際技術移転に関する法律はたくさんあるが、国際技術移転の細部について条文を置いた法令としては、新条例が唯一なものであるために、新条例は諸外国企業の注目を浴びている。

新条例は、1985年5月24日に公表された「中国技術導入契約管理条例」(以下、「旧条例」という)を改正して成立したものである。旧条例は17年前に採択されたものであり、これまで長い期間改正されなかった。しかも、旧条例による管理は厳しすぎる面が多く、その成立時から、諸外国企業から改正の要望が寄せられていた。新条例の成立により、上記の管理は緩和され、諸外国企業は満足している。

第2問：当社は初めて中国へ進出するため、中国の技術移転制度に詳しくないので、旧条例下の制度の枠組みを説明してほしい。

答：旧条例およびその施行細則によれば、旧条例下の技術導入管理制度の枠組みは主に以下の事項より構成されている。

(1) 目的

国際経済技術協力を強化し、中国の科学技術水準を高め、国民経済の発展を図ることを目的とする。

(2) 導入される技術への要求

導入される技術は完成しており、実用的なものであり、かつ、以下の要求(条件)のいずれかを満たさなければならない。

- 新製品の開発または生産を可能にすること
- 在来製品の品質または性能を向上させ、生産原価を引き下げ、エネルギーまたは原材料を節減できること
- 中国の資源の利用に十分に役立つことができること
- 中国製品の輸出、外貨の増加を可能にすることができること
- 環境保全に有利であること
- 安全操業に役立つこと
- 経営管理を改善できること
- 科学技術水準を向上させられること

(3) 契約の発効

すべての技術導入契約は、当事者の署名日ではなく、主管機関の認可日より発効していた。

(4) 認可機関

日本の経済産業省に相当する「対外貿易経済合作部」または各地方におけるその出先機関である。

* 中国弁護士、弁理士

(5) 審査期間

認可申請書の受理日より60日以内。

(6) 契約の存続期間

特別な許可を得なければ、10年間を超えてはならない。

(7) 保証

技術保証

ライセンサーが供与する技術は、完全なもので、瑕疵がなく、実施することができ、契約に約束した目標を達成できるのでなければならない。

侵害保証

ライセンサーがその技術の合法的な保有者であり、かつ、それを譲渡または許諾する権利を有し、ライセンサーが第三者に権利侵害で訴えられた場合、ライセンサーが応訴の責任を負い、ライセンサーがそれにより蒙った損害を賠償しなければならない。

(8) 不当制限

契約中に不当制限に関する条項を入れてはならない。不当制限とは、不当な付帯条件、ライセンサーの自由選択の制限、ライセンサーによる技術改良の制限、同種技術取得の制限、改良技術交換条件の不平等、ライセンサーの販売価額等の制限、ライセンサーの輸出市場の不当制限、契約終了後における技術の継続使用の制限、失効特許に対するロイヤリティの支払い義務などである。全部で9項目が定められている。

(9) 守秘義務

ライセンサーに守秘義務を課してもよいが、特別な事情がなければ守秘義務は10年の契約期間を超えてはならない。

(10) 契約終了後の技術の継続使用

存続中の特許にかかわる技術を除いて、契約終了後に、ライセンサーによる契約技術の継続使用を禁止または制限してはならない。

(11) 事前許可制と署名後審査制

導入する技術について、導入して良いかどうか事前に許可を得なければならない。また、署名後に、すべての契約について再度契約条項の審査を受けなければならない。

(12) 提出すべき書類

契約認可申請書、契約の副本、当事者の合法的地位に関する証明書類、フィジビリティ・スタディおよび資金調達に関する資料等。

第3問：第2問と同じ趣旨で、旧条例と比較する意味で、新条例の枠組みを説明してほしい。

答：新条例下の制度は、以下の事項より構成されている。

(1) 目的

技術の輸出入の管理を規範化し、技術輸出入の秩序を維持し、国民経済と社会の発展を促進することを目的とする。

(2) 輸出入される技術への要求

輸出入される技術を輸出入禁止、輸出入制限、輸出入自由の三種類に分け、進んだ技術、産業化できる技術の導入を奨励する。

(3) 契約の発効

輸出入制限にかかわる技術は、主管当局の認可日より発効する。自由に輸出入できる技術は当事者の署名日に発効する。

(4) 認可機関

従来通りである。

(5) 審査期間

大幅に短縮された。これに関しては、下記の第5問の回答(5)をご参照願いたい。

(6) 契約の存続期間

新条例には契約の存続期間に関する条文が置かれていない。

(7) 保証

旧条例とあまり変わっていない。これについては、上記の第2問の回答(7)をご参照願いたい。

(8) 不正制限

改良技術の交換条件と契約終了後の継続使用を除き、その他は旧条例と変わらない。

(9) 守秘義務期間

当事者の約束に任せる。これについては、下記の第5問の回答(7)をご参照願いたい。

(10) 契約終了後の継続使用

新条例にはこれに関する条文が置かれていない。これに関しては、下記の第5問の回答(3)をご参照願いたい。

(11) 事前許可制と署名後審査制

基本的には、旧条例と変わっていないが、技術の分類により、許可または審査の対象が限られている。これについては、下記の第4問の回答(2)をご参照願いたい。

(12) 提出すべき書類

旧条例と変わっていない。ただし、技術の分類により、書類のタイトルは多少変化した。なお、旧条例と比べて、新条例に追加された条項については、下記の第4問の回答をご参照願いたい。

第4問：新条例の特徴として、改正により追加された新しい事項は何か。

答：今回の改正により、新条例に追加された新しい事項は以下の通りである。

(1) 主管当局による行政管理が緩和されている。

旧条例時代には、技術の輸入または輸出に対しては、厳しい管理を実施してきた。市場経済体制の確立を図り、WTO加盟後の新しい情勢に適応するために、旧条例を改正して成立した新条例は、契約の存続期間、契約の発効、守秘義務の期間、契約終了後の技術の継続使用、改良技術の交換条件などについて、当事者に任せ、行政庁による管理を緩和している。

(2) 技術への分類審査が実施されている。

旧条例時代には、輸出入されるすべての技術について、厳しい審査を実施してきた。このような審査は技術の実際の状況に合っていないこと、中国の技術水準が高まったことなどを考慮に入れ、政府による管理を緩和する意味で、輸出入される技術を輸出入を禁止すべき技術、輸出入を制限すべき技術、自由に輸出入できる技術の三種類に分け、その種類により、異なる審査制度を実施している。

(3) 技術の輸出入をひとつの条例に盛り込んだ。

旧条例では、技術の輸入と輸出について、異なる法令により管理してきたが、主管機関も同じであり、主管部門も同じであった。これは不自然であったため、今回の改正により、技術の輸出を同じ条例に入れ、しかも、「技術輸出入管理条例」と改名したことにより、技術の輸入と輸出を一体化した管理を実現した。

(4) 審査期間が短縮された。

旧条例では、技術導入契約の審査期間は60日間であったが、新条例では、30日間に短縮された。起算日は同じであり、どちらも申請書の受理日から起算する。この30日間という期間は輸出入が制限される技術の場合であり、自由に輸出入できる技術の審査期間はわずか3日である。

(5) 審査制度の完璧性が実現された。

旧条例では、審査管理制度の透明さが低く、主管機関に間違いがあっても訴えることはできず、再審を求めることもできなかった。その時代には、当事者が条例に定められた手続に違反しても、罰則がなかったため、罰を受けることがなく、勧告と注意を受けることにとどまっていた。今回の改正により、上記の不備が改善され、制度としての完璧性が実現された。例えば、

主管当局の職員が国の秘密を漏洩し、または当事者の営業秘密を漏洩した場合、あるいは賄賂を収受した場合には、行政処分を受けるばかりでなく、犯罪となった場合、刑事責任を問われる（新条例第51条、第52条をご参照願いたい）。

審査期間が短縮されたことにより、主管機関の担当職員の責任が強調されている。

新条例第53条によれば、主管機関の認可、登録または行政処罰に対して不服があれば、再審査を請求することができる。これは行政庁のミスを減らすための効果的な制度である。

同第53条によれば、行政処分に対して提訴することができる。旧条例にはこの制度がなかったため、中国における技術契約の審査制度の大進歩と評価されている。

同第46条から第50条によれば、当事者が不正を働き、輸出入認可書または登録書を偽造するなどの法律違反行為をした場合には、行政処分を与え、犯罪となった場合には、刑事責任を問われる。

行政処分としては、以下のものがある。

- () 警告を与える。
- () 不法所得を没収する。
- () 罰金を課す。
- () 国際貿易経営権を取消す。
- () 認可書等を無効にする。

第5問：新条例が旧条例による管理を緩和した点は何か。

答：新条例の規定によれば、以下の点において、新条例は旧条例の管理を緩和している。

(1) 契約の存続期間

旧条例の第8条、その施行細則の第21条によれば、技術導入契約は、その存続期間が一律に10年間を超え

てはならなかった。どうしても超えなければならない事情がある場合には、契約の認可を申請する際に、それを申請し、かつ、その理由を説明しなければならない。一方、新条例には、存続期間に関する条文がない。政府の意向は当事者の意思に任せるということである。

(2) 契約の発効条件

旧条例では、すべての契約は政府の認可日より発効していた。

新条例では、自由に輸出入できる技術の場合、その契約は当事者の署名日より発効し、制限のある技術の輸出入契約は、以前と同様に、政府の認可日より発効する。

(3) 契約終了後の技術の継続使用

旧条例の施行細則の第15条によれば、契約満了後に存続中の特許技術を除いて、ライセンサーがライセンサーによる技術の継続使用を禁止してはならなかった。新条例は当事者に任せる意味で第28条には、「ライセンサーとライセンサーが公平性と合理性の原則に基づいて、その技術の継続使用について協議して決めることができる」と定めている。

(4) 対価

旧条例では、対価を必ず契約に記載し、審査を受けなければならなかった。しかも、その細則はライセンサーが必要とする原材料等の価格は、国際市場における同種製品の価格を上回ってはならなかった。その背景としては、その当時、中国の外貨が不足し、計画経済時代の行政管理の思想が残っていたからである。

新条例では、不正な取引を除き、対価については、当事者の意思に任せている。

(5) 審査期間

新条例では、各種の申請についての審査期間は大幅に短縮された。具体的には、以下の通り定められている。

制限のある技術の輸入許可についての審査期間は30日以内である。

制限のある技術の輸入契約についての審査期間は10日以内である。

制限のある技術の輸入許可についての申請とその輸入契約の審査申請を同時に提出した場合の審査期間は40日以内である。

自由に輸出入できる技術の契約の登録は申請日

より3日以内である。

制限のある技術の輸出契約の審査期間は15日以内である。

(6) 契約の審査

旧条例では、すべての契約は、一律に審査を受けなければならなかったが、新条例では、分類審査制度が実施され、自由に輸出入できる技術の契約は無審査制度が実施されたため、主管機関の職員の労働は軽減され、当事者の作業も軽減されている。

(7) 守秘義務期間

旧条例では、ライセンスの守秘義務の期間は契約の存続期間を超えてはならなかった。それを超えなければならない特別な事情がある場合には、契約に明確に記載し、かつ、認可申請時に、その理由を説明しなければならなかった。

新条例は完全に当事者の意思に任せ、政府は関与しない。

(8) 改良技術の交換条件

旧条例では、改良技術の交換条件は平等でなければならないと強調されてきたが、新条例は当事者の意思に任せている。

(9) 不当制限

旧条例の第9条は9項目の「不当制限」を定めていたが、新条例はそのうちの2項目（契約終了後の技術の継続使用、改良技術の交換条件）を削除した（新条例第29条をご参照願いたい）ことにより、不当制限に関する中国政府の考え方はある程度緩和された。

(10) 技術指導

旧条例では、技術指導を強く要求していたが、新条例は当事者の意思に任せている。

第6問：新条例において、まだ緩和されていない事項は何ですか。

答：緩和されていない事項として、主に以下の3点が挙げられる。

(1) 技術の完全性への保証

新条例第25条によれば、技術の瑕疵保証責任についての中国政府の考え方は変わっていない。この点につき、第2問の回答(7)をご参照願いたい。

(2) 侵害責任への保証

新条例第24条によれば、侵害責任についての中国政

府の考え方は変わっていない。この点につき、第2問の回答(7)をご参照願いたい。

(3) 不当制限

新条例は、改良技術の交換条件と契約終了後の技術の継続使用に対する不当制限を緩和したが、その他については緩和しておらず、中国政府の考え方は依然として厳しい。存続中の7項目は以下の通りである。

ライセンサーにとって必須でない付帯条件を押し付けてはならない。例えば、必須でない原材料の強制的購入またはその他のサービスなど。

無効になった特許に対するロイヤリティの支払い。

技術の改良制限またはその改良技術の使用制限。

競合技術の取得の制限。

原材料等の仕入れルートの制限。

ライセンサーの契約製品の生産数量と販売価格の制限。

ライセンサーの製品輸出ルートの制限。

第7問：日本で取得している特許技術は、新条例においてどのように扱われるか。

答：その技術が中国でも特許を取得している場合には、その技術を中国の企業に使用させるときには、新条例が適用される。

その技術について中国で特許を取得していない場合には、法理論から考えれば、中国の企業は無償で実施することができるので、その技術の移転について契約を結び、中国の企業にロイヤリティを強要することは、不当制限にあたる。従って、このような場合には注意が必要である。

このため、その技術を中国の会社に移転しようとするときには、早目に中国に特許出願することを推奨する。

第8問：日本で実用新案を取得している技術はどう扱われるのか。

答：法理論から考えれば、結論は上記第7問の回答のとおりである。

現在、日本の実用新案制度は無審査制を採用しており、その技術には無効理由が存在するかもしれない

め、対価、技術保証、特許保証について交渉する場合に問題となるおそれがある。対価は、当事者間で決めることで、政府は関与しないが、技術保証と特許保証については審査されるであろう。

もちろん、これはその技術が輸出入制限を受けるものの場合であり、自由に輸出入できる技術なら、審査の対象にはならないが、当事者間の交渉で問題となるため、中国へ移転する前に、その技術について、先行技術を調査し、必要があれば、判定を求める方が得策であろう。

第9問：自由に中国へ移転できる技術は登録制になったが、新条例第24条に合致しない内容で契約が成立した場合には、登録を受けるとき、審査されるか。その後で何か問題が発生するか。

答：自由に輸出入できる技術は、登録制であるため、登録を受けるときに審査されない。

しかし、契約に新条例第24条に違反する内容が含まれていても、契約が成立した場合には、政府は関与しないが、その後に問題（例えば、技術不完全によりもたらされる問題、権利侵害で第三者に訴えられた場合など）が発生した場合には、その解決策について当事者間の交渉となる。当事者の交渉によっても解決できない場合には、裁判所か仲裁機関に訴えられるおそれがある。

第10問：中国人個人が中国で意匠権を所有しており、それを日本企業に譲渡したいが、その個人に「対外貿易経営権」がない場合、主管当局への手続きはどうか。

答：その個人が「対外貿易経営権」を持つ企業に委任して、日本企業に譲渡すれば問題がない。

現時点では、全ての中国企業が「対外貿易経営権」を有しているとは限らないため、契約を締結する前に、確認すべきである。

中国のWTO加盟への公約として、「対外貿易経営権」は徐々に開放されるため、将来、「対外貿易経営権」の問題はなくなると予測される。しかし、個人にまで開放されることは難しいであろう。

第11問：中国企業に開発を委託する契約は中国の主管機関での審査を受ける，または登録する必要があるか。

答：新条例第2条および関係条文によれば，その技術が輸出入の制限を受けるものである場合には，その契約は主管機関の審査を受けなければならない。

その技術が自由に輸出入できるものである場合には，主管機関に登録しなければならない。

委託開発は，新条例第2条の「経済技術合作」にあたるため，新条例が適用される。これについては，主管機関に確認済みである。

第12問：技術開発委託契約を登録するメリットは何か。

答：新条例第20条によれば，技術輸出入契約が登録されていれば，その登録証書を提示して，外貨送金，銀行，税金，税関等での手続きが可能になる。登録していなければ，このような諸手続きをすることは不可能になるため，注意を要する。

一定の条件を満たしていれば，登録証書を提示して，減免税の特典を請求することができる。

第13問：その技術が，輸出入制限を受けるものか，自由に輸出入できるものか分からない場合に，何か判断の参考になる資料はあるか。

答：新条例第8条および第31条によれば，対外貿易経済合作部が関係機関の意見を求めたうえ，輸出入を禁止する技術のリストおよび輸出入を制限する技術のリストをまとめ，公表することになっている。

実際に，対外貿易経済合作部と国家経済貿易委員会が2001年12月28日に「中国の輸入禁止および輸入制限の技術リスト」を公表し，2001年12月12日，対外貿易経済合作部と科学技術部が同じタイトルのリストを公表している。

上記のリストを参照すれば，その技術がいずれに属するかが分かる。

もし，その技術が上記のリストに入っていないければ，自由に輸出入できる技術に属する。

第14問：その技術が自由に輸出入できる技術かどうか不明瞭な場合には，どうすれば良いか。

答：主管機関である対外貿易経済合作部の主管部門またはその地方の出先機関，あるいは科学技術部または産業別の主管機関に問い合わせれば良い。これらの機関は喜んで教えてくれる。

第15問：日本企業A社は日本企業B社に日本特許とノウハウについて実施許諾しており，日本企業B社はその中国子会社に再実施を許諾したい。この場合，関係者は，新条例に基づく審査または登録を行う必要があるか。また，その必要がある場合，その申請は誰が行うのか，そして技術の完全性を保証するのは誰か。また，日本企業B社は中国子会社との間で別途契約を締結する必要があるか。

答：A社とB社との契約の内容，すなわち，A社がB社に与えた権利の性格，内容および範囲により，回答が異なる。例えば，A社がB社に与えた権利が独占権であり，しかも範囲に中国が含まれており，再実施が可能となっていることを前提とすれば，以下のとおりとなる。

- (1) 新条例によれば，主管機関での審査を受けるか，または登録する必要がある。
- (2) 中国での審査または登録の手続きは実質的にはC社が行うことになるが，申請人はB社とC社である。
- (3) 技術の完全性や侵害保証責任を負うのはB社となる。
- (4) B社とC社は，別途契約を締結する必要がある。

第16問：前問の場合に，日本企業A社が中国会社C社と契約を締結する場合と，日本企業B社が中国子会社C社と契約を締結する場合との利害得失を知りたい。

答：立場により回答が異なる。例えば，

- (1) A社の立場で考えれば，A社はC社との契約の当事者とならず，A社とB社との契約により，B社よりC社にサブライセンスを与えるとする方がメリットは多い。
- (2) B社の立場で考えれば，B社とC社が契約を締結し，B社が中国市場をコントロールすることができ，しかも利益が得られるなら，B社にとってはそれが望ましい。
- (3) C社の立場で考えれば，上記の(1)でも(2)でも大

差がなく、A社またはB社がライセンサーとして技術完全性の保証および侵害責任の保証ができ、しかも完全に技術指導（援助）もでき、その技術を実施することができ、良い製品を作れるならどちらでもいいことになる。

第17問：中国におけるノウハウの漏洩防止策として、従業員の入社時に、「退職した後も期間を定めて（例えば3年または5年）漏洩防止の義務を負う」という契約を締結することは許されるか。また、そのように定めた場合の実効性（例えば使用差止めや損害賠償）はあるか。

答：このような問題に関する法律がないので、この問題への回答は現時点で難しい。現在法律が作成されている最中である。

3年または5年と無理やりに定めても、もし合理的な理由がなければ、問題が生じるおそれがある。例えば、後に従業員から裁判所に提訴された場合、企業側がその必要と合理的な理由を示さなければ、企業は敗訴すると思われる。このために、ノウハウの内容および合理的な期間について十分に検討すべきと思う。

第18問：契約中に侵害責任保証に関する不適切な条項が含まれている場合、後にどのような問題が発生するか。

答：その技術が輸出入の制限を受けるものである場合、契約の審査を受けるので、その際に契約条項の修正が求められるであろう。

その技術が自由に輸出入できるものである場合、後に問題が生じたら、当事者間で解決する必要がある。当事者間の交渉で解決できない場合には、法的手段に訴えられるおそれがある。

中国の契約法第52条に違反していると、契約が無効になるか、当事者が罰せられることになるため、侵害責任保証に関する条項を作成する場合には、十分注意を要する。

第19問：技術移転契約は、対外貿易経済合作部に審査を請求すべきか、それともその地方の出先機関で手続きをすべきかをどのようにして判断すればいいか。

答：対外貿易経済合作部が公表した「技術輸出入契約登録管理方法」の第4条によれば、対外貿易経済合作部の審査を受ける技術の契約は以下の重要なプロジェクトである。

(1) そのプロジェクトに使用される資金に、国の財政予算内の資金が含まれているか、または、外国政府からの借入金や国際金融組織からの借入金が含まれている場合。

(2) 国務院（内閣）に認可されたプロジェクトである場合。

上記(1)と(2)以外の技術の輸出入契約はその地方の対外貿易経済局の管轄となる。

第20問：技術の輸出入契約は、事前許可と事後審査といった二回の手続きをすることは煩雑であるので、一回の手続きで同時に許可と審査を受けることは可能か。

答：新条例第15条によれば、手続きは一回で可能である。その場合には、技術輸入許可申請書、フィジビリティ・スタディ、技術移転契約等の書類を同時に提出しなければならない。なお、このような場合の審査期間は40日間であることに注意して頂きたい。

当事者は、手続きを一回にするか、二回にするかを選択できる。ただし、手続きを一回にする場合には、例えばその技術の輸出入について許可されない場合などのリスクが伴うことに注意する必要がある。そのため、関係問題について事前に十分調査することを推奨する。

第21問：契約の「主な内容」について変更がある場合に、改めて認可または登録の手続きをしなければならないが、「主な内容」とは何を指すか。

答：契約の「主な内容」とは、契約の実質的事項、契約の存続期間、当事者、対価等をいう。「技術輸出入契約登録管理方法」の第7条によれば、契約の「主な内容」は、以下の事項をいう。

契約番号

契約名称

ライセンサーの名称

ライセンシーの名称

技術の実施者

契約の主な条項

対価の金額

支払い方法

対価の計算方法

借入金の方式

技術導入契約の調印

技術導入認可証の申請

技術導入契約の審査

技術導入契約の認可又は不認可

第22問：技術の輸出入についての許可が下りてから、契約に署名した後に、再度審査を受けなければならないが、主管当局は何を審査するのか。

答：主に契約内容の真实性を審査する。例えば、輸出入の制限を受ける技術はそれを輸出入して良いかどうかの許可を申請するときに、技術の内容、移転の条件、実施の可能性などを明確に記載しなければならない。技術の移転契約を結ぶ際には、これらの内容を契約または契約の添付書類に記載することになる。この段階の内容は前段階の内容と一致しているかどうか、特に、契約またはその添付書類に記載された技術の内容は許可を申請したときの技術内容と一致しているかどうか、契約の条項は適当かどうか、新条例の規定に違反していないかなどが、審査の対象になる。

第23問：これまでの技術導入契約には、技術援助が強要されてきたが、新条例には、これに関する条文が置かれていない。このことは何を意味するか。

答：当事者の意思に任せることになると思われる。

確かに、旧条例では、技術援助について中国のライセンスが強く要求していた。政府は契約を審査する際には、十分に注意し、行政指導してきた。

しかし、その時から、17年経過した今日では、中国企業の技術開発能力も高まってきたため、新条例には技術援助に関する条文が置かれていない。基本的には当事者の意思に任せている。

第24問：技術導入契約審査のフローチャートを示してください。

答：図で示すと、以下のとおりである。

技術導入許可の申請

技術導入許可同意書の発行

第25問：契約の登録または認可後に、インターネットでの登録を受けなければならないと聞いているが、これはどういうことか。

答：技術移転契約の情報の管理と利用を図るために、対外貿易経済合作部は技術移転契約のインターネットの登録を実施している。その際に、契約登録申請書、技術輸出入契約の副本および当事者の法的地位を証明できる書類を提出すべきである。

なお、対外貿易経済合作部のウェブサイトは下記の通りである。

「<http://info.ec.com.cn>」

第26問：許可なしで、輸出入禁止または制限される技術を輸出入した場合、どのような罰を受けるか。

答：行政罰と刑事罰を受ける。

行政罰については、第4問の回答(5)の をご参照願いたい。

刑事罰については、新条例第46条では、密輸出入罪、不法経営罪、国の秘密漏洩罪などが定められている。

第27問：技術の輸出入について、許可を取得したが、契約を締結して輸出入した際に、許可の範囲を超えた場合には、どのような罰を受けるか。

答：行政罰または刑事罰を受ける。行政罰としては、警告、不法所得の没収、不法所得の1倍ないし3倍に相当する罰金、対外貿易経営権の抹消などがある。

刑事罰としては、不法経営罪などに問われる。

第28問：新条例を実施するために、経過措置が取られているのか。

答：新条例には、経過措置に関する条文が置かれていない。新条例の附則に、第55条として、旧条例およびその施行細則を廃止すると明言しただけである。主管機関に確認したところ、これまでに成立した契約は、旧条例に従い、新条例成立後に新しく調印する契約、または原契約を更新する場合、新条例に従うことに注意してほしい。

中華人民共和國國務院令
第331号

「中華人民共和國技術輸出入管理条例」は2001年10月31日國務院第46次會議にて採択された。本日にこれを公表し、2002年1月1日より施行する。

總理 朱 鎔 基
2001年12月10日

中華人民共和國技術輸出入管理条例

第一章 總 則

第一条 技術の輸出入管理をルール化し、技術輸出入の秩序を維持し、国民経済と社会の発展を促進するために、「中華人民共和國對外貿易法」(以下、對外貿易法と略称する)及びその他の関連法律の関連規定に従い、この条例を制定する。

第二条 この条例において技術輸出入とは、中華人民共和國国外から国内に、又は中華人民共和國国内から国外に、貿易、投資又は経済技術協力を通じて、技術を移転する行為をいう。

前項に規定した行為には特許権の譲渡、特許を受ける権利の移転、特許実施許諾、ノウハウの移転、技術サービス及びその他の方式の技術移転を含む。

第三条 国は、技術輸出入について統一的な管理制度を実行し、法により、公平かつ自由な技術輸出入秩序を維持する。

第四条 技術輸出入は、国家の産業政策、科学技術政策及び社会発展政策に合致し、わが国の科学技術の進歩及び對外経済技術協力の発展に寄与し、わが国の経済技術の権利と利益の維持に寄与しなければならない。

第五条 国は、技術の自由な輸出入を認める。但し、法律、行政法令に別途の規定がある場合にはこの限りではない。

第六条 國務院對外經濟貿易主管機關は、對外貿易法及びこの条例の規定に従い、全国の技術輸出入管理事務に責任を負う。

省、自治区、直轄市人民政府の對外經濟貿易主管部門は、國務院對外經濟貿易主管機關の授權に基づいて、同行政区域内の技術輸出管理事務に責任を負う。

國務院關係機關は、國務院の規定に従い、技術輸出入項目の関連管理職責を履行する。

第二章 技術輸入の管理

第七条 国は、先進的、かつ実用的な技術の輸入を奨励する。

第八条 對外貿易法第16条及び第17条に定めたいずれかに

あたる技術は、その輸入を禁止し又は制限する。

國務院對外經濟貿易主管機關は、國務院關係機關と共同で輸入を禁止又は制限する技術リストを制定、調整し、それを公布する。

第九条 輸入禁止の技術を輸入してはならない。

第十条 輸入制限の技術については、許可証管理制度を実施する。許可証を得なければ輸入してはならない。

第十一条 輸入制限の技術を輸入する場合には、國務院對外經濟貿易主管機關に技術輸入の申請を提出し、かつ関連書類を添付しなければならない。

技術輸入項目が關係機關の許可を得る必要がある場合には、關係機關に許可書類を提出しなければならない。

第十二条 國務院對外經濟貿易主管機關は、技術輸入の申請を受理した後、國務院關係主管機關と共同で審査し、かつ申請日より30日の勤務日以内に許可又は不許可の決定をしなければならない。

第十三条 技術輸入申請が許可された場合には、國務院對外經濟貿易主管機關は技術輸入許可同意書を発行する。

輸入經營者は、技術輸入許可同意書を取得した後、對外技術輸入契約を締結することができる。

第十四条 輸入經營者は、技術輸入契約を締結した後、國務院對外經濟貿易主管機關に技術輸入契約の副本及び関連書類を提出し、技術輸入許可証を申請しなければならない。

國務院對外經濟貿易主管機關は、技術輸入契約の真实性について審査し、かつ前項規定の書類を受領した日より10日の勤務日以内に技術輸入について許可又は不許可の決定をしなければならない。

第十五条 申請人がこの条例第十一条の規定に従い、國務院對外經濟貿易主管機關に技術輸入申請を提出する場合には、締結した技術輸入契約の副本を合わせて提出することができる。

國務院對外經濟貿易主管機關は、この条例の第十二条及び第十四条の規定に従い、申請及び技術輸入契約の真实性について合わせて審査する。かつ前項に定めた書類を受領した日より40日の勤務日以内に、技術輸入について許可又は不許可の決定をしなければならない。

第十六条 技術輸入が許可された場合には、國務院對外經濟貿易主管機關が技術輸入許可証を付与する。技術輸入契約は、技術輸入許可証の付与日より発効する。

第十七条 自由に輸入できる技術については契約登録管理制度を実施する。

自由に輸入できる技術を輸入する場合には、契約は法により成立した時に発効し、登録を契約発効の要件としない。

第十八条 自由に輸入できる技術を輸入する場合には、國務院對外經濟貿易主管機關に登録し、かつ下記の書類を提出しなければならない。

- (1) 技術輸入契約登録申請書
- (2) 技術輸入契約の副本
- (3) 契約締結者双方の法的地位を証明する書類

第十九条 國務院對外經濟貿易主管機關は、この条例の第十

八条に定めた書類を受領した日より3日の勤務日以内に技術輸入契約について登録し、技術輸入契約登録証を付与しなければならない。

第二十条 申請人は、技術輸入許可証又は技術輸入契約登録証により外貨、銀行、税務、税関などの関連手続を取る。

第二十一条 この条例の規定に従い許可又は登録された技術輸入契約について、その契約の主要内容に変更があった場合には、改めて許可又は登録手続を取らなければならない。

許可又は登録された技術輸入契約が終了した場合には、速やかに国務院対外経済貿易主管機関に登録しなければならない。

第二十二条 外資企業を設立し、かつ外国側が技術で投資する場合には、同技術の輸入は外資企業の設立に関する審査許可手続に従い、審査又は登録しなければならない。

第二十三条 国務院対外経済貿易主管機関と関連機関及びその職員は、技術輸入管理職責の履行において知った営業秘密について守秘義務を負わなければならない。

第二十四条 技術輸入契約のライセンサーは、自分が提供した技術の合法的所有者であり、又は譲渡、実施を許諾する権利を有する者であることを保証しなければならない。

技術輸入契約のライセンサーが契約によりライセンサーの技術を実施した結果、第三者に権利侵害として訴えられた場合には、直ちにライセンサーに通知しなければならない。ライセンサーは、通知を受けた後、ライセンサーと協力して、ライセンサーの実施における障害を排除しなければならない。

技術輸入契約のライセンサーが契約によりライセンサーが提供した技術を実施した結果、他人の合法的権利と利益を侵害した場合には、その責任はライセンサーが負わなければならない。

第二十五条 技術輸入契約のライセンサーは、提供した技術が完全で、誤りなく、かつ有効であり、契約に定めた目標を達成することができることを保証しなければならない。

第二十六条 技術輸入契約のライセンサー及びライセンサーは、契約に定めた秘密保持範囲、秘密保持期間内にライセンサーが提供した技術の未公開の部分について、守秘義務を負わなければならない。

秘密保持期間内に、秘密技術が守秘義務を負うべき側以外の原因で公開された場合には、同守秘義務は終了する。

第二十七条 技術輸入契約の存続期間内に改良した技術の成果は、改良した側に帰属する。

第二十八条 技術輸入契約期間の満了後に、技術ライセンサーとライセンサーは、公平合理の原則に従い、その技術の継続使用について協議することができる。

第二十九条 技術輸入契約には以下に掲げる不当な制限を定めた条項を入れてはならない。

(1) ライセンサーに技術輸入に必須ではない付帯条件の受け入れを強要する。それには必須ではない技術、原材料、製品、設備又はサービスの購入を含む。

(2) ライセンサーに特許権の存続期間が満了し又は特許権

が無効になった技術について対価の支払い又は関連義務の履行を強要する。

(3) ライセンサーがライセンサーから提供された技術を改良し、又は改良した技術を実施することを制限する。

(4) ライセンサーがその他の供給先からライセンサーが提供した技術に類似し又は競合する技術を取得することを制限する。

(5) ライセンサーの原材料、部品、製品又は設備の購入ルート又は供給先を不当に制限する。

(6) ライセンサーの製品の生産数量、品種又は販売価格を不当に制限する。

(7) ライセンサーが輸入した技術を駆使して生産した製品の輸出ルートを不当に制限する。

第三章 技術輸出の管理

第三十条 国は成熟した産業化技術の輸出を奨励する。

第三十一条 対外貿易法第十六条及び第十七条に規定したいずれかにあたる場合には、その輸出を禁止又は制限する。

国務院対外経済貿易主管機関は、国務院関係機関と共同で輸出禁止又は制限する技術のリストを制定、調整し、それを公布する。

第三十二条 輸出禁止の技術は輸出してはならない。

第三十三条 輸出制限の技術は許可証管理制度を実施する。許可を得なければ、輸出してはならない。

第三十四条 輸出制限の技術を輸出する場合には、国務院対外経済貿易主管機関に申請書を提出しなければならない。

第三十五条 国務院対外経済貿易主管機関は、技術輸出申請を受理した後、国務院科学技術管理部門と共同で輸出申請技術について審査し、かつ申請書を受理した日より30日の勤務日以内に、許可又は不許可の決定をしなければならない。

輸出制限の技術が関係機関で秘密保持審査をする必要がある場合には、国の関係規定による。

第三十六条 技術輸出申請が許可された場合には、国務院対外経済貿易主管機関は、技術輸出許可同意書を発行する。

2 申請人は、技術輸出許可同意書を取得した後、外国側と実質的交渉をしたうえで、技術輸出契約を締結することができる。

第三十七条 申請人は、技術輸出契約を締結した後、国務院対外経済貿易主管機関に対し、以下に掲げる書類を提出して、技術輸出許可証を申請しなければならない。

(1) 技術輸出許可意思表明書

(2) 技術輸出契約の副本

(3) 技術資料の輸出リスト

(4) 契約締結双方の法的地位を証明する書類

国務院対外経済貿易主管機関は、技術輸出契約の真実性について審査し、かつ前項に規定した書類を受領した日より15日の勤務日以内に、技術輸出について許可又は不許可の決定をしなければならない。

第三十八条 技術輸出が許可された場合には、国務院対外経済貿易主管機関は、輸出許可証を付与する。技術輸出契約

は、技術輸出許可証の付与日より発効する。

第三十九条 自由に輸出できる技術については、契約登録管理制度を実施する。

自由輸出技術を輸出する場合には、法により契約が成立する時に発効する。

登録を契約が発効する条件としない。

第四十条 自由輸出技術を輸出する場合には、国務院対外経済貿易主管機関に登録申請し、かつ以下に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 技術輸出契約登録申請書
- (2) 技術輸出契約の副本
- (3) 契約締結者双方の法的地位を証明する書類

第四十一条 国務院対外経済貿易主管機関は、この条例第四十条に規定した書類を受領した日より3日の勤務日以内に、技術輸出契約について登録をし、技術輸出契約登録証を付与しなければならない。

第四十二条 申請人は、技術輸出許可証又は技術輸出契約登録証により外貨、銀行、税務、税関などの関係手続を取る。

第四十三条 この条例の規定に従い許可又は登録された技術輸入契約について、その契約の主要内容に変更があった場合には、改めて許可又は登録手続を取らなければならない。

許可又は登録された技術輸出契約が終了した場合には、速やかに国務院対外経済貿易主管機関に登録しなければならない。

第四十四条 国務院対外経済貿易主管機関と関係機関及びその職員は、技術輸出管理職責の履行において知った国家秘密及び営業秘密について守秘義務を負わなければならない。

第四十五条 核技術、核の軍民両用品関連技術、管理下にある化学品生産技術、軍事技術などの輸出が管理される技術を輸出する場合、関連行政法規の規定に従う。

第四章 法律責任

第四十六条 輸出入禁止の技術を輸入又は輸出した場合、若しくは許可なしに無断で輸出入が制限される技術を輸出又は輸入した場合には、刑法の密輸入罪、不法経営罪、国家秘密漏洩罪又はその他の罪に関する規定に従い、法により刑事的責任を追及する。

刑事処罰をするに及ばない場合には、状況により、税関法の関係規定に従い処罰し、又は国務院対外経済貿易主管機関が警告をし、不法所得を没収し、不法所得の1倍以上5倍以下の金額に相当する罰金に処する。国務院対外経済貿易主管機関は、その対外貿易経営の許可を取り消すことができる。

第四十七条 無断で許可範囲外の輸出入制限技術を輸入又は輸出した場合、刑法の不法経営罪又はその他の罪の規定に従い、刑事責任を法により追及する。刑事処罰をするに及ばない場合には、状況により、税関法の関係規定に従い処罰し、又は国務院対外経済貿易主管機関が警告をし、不法所得を没収し、違法所得の1倍以上3倍以下の金額に相当する罰金に処する。国務院対外経済貿易主管機関は、その対外貿易経営の許可を中止し又は取り消すことができる。

第四十八条 技術輸出入許可証又は技術輸出入契約登録証を偽造、変造又は売買した場合、刑法の不法経営罪又は国家機関の公文書、証書、印鑑の偽造、変造、売買罪の規定に従い、法により刑事責任を追及する。刑事処罰をするに及ばない場合には、税関法の関係規定に従い処罰する。国務院対外経済貿易主管機関は、その対外貿易経営の許可を取り消すことができる。

第四十九条 詐欺又はその他の不正な手段で技術輸出入許可を取得した場合には、国務院対外経済貿易主管機関は、その技術輸出入契約登録証を抹消し、その対外貿易経営許可を中止し又は取り消す。

第五十条 詐欺又はその他の不正な手段で技術輸出入契約登録を取得した場合は、国務院対外経済貿易主管機関は、その技術輸出入契約登録証を抹消し、その対外貿易経営許可を中止し又は取り消す。

第五十一条 技術輸出入管理の職員がこの条例の規定に違反し、国家秘密又は営業秘密を漏洩した場合には、刑法の国家秘密漏洩罪又は営業秘密侵害罪の規定に従い法により刑事責任を追及する。刑事処罰をするに及ばない場合、法により行政処分に処する。

第五十二条 技術輸出入管理の職員が職権を乱用し、職務を怠慢し、又は職務上の地位を利用して他人から金銭を收受し、又は要求した場合には、刑法の職権乱用罪、職務怠慢罪、収賄罪、又はその他の罪の規定により刑事責任を追及する。刑事処罰をするに及ばない場合には、法により行政処分に処する。

第四章 附 則

第五十三条 国務院対外経済貿易主管機関が下した技術輸出入に関する認可、許可、登録又は行政処罰に不服がある場合、法により行政不服を申し立てることができ、法により裁判所に提訴することができる。

第五十四条 この条例の公表前に国務院が制定した技術輸出入管理関係の規定がこの条例の規定と一致していない場合には、この条例を基準とする。

第五十五条 この条例は2002年1月1日より施行する。1985年5月24日国務院が公表した「中華人民共和国技術導入契約管理条例」と1987年12月30日国務院が採択し、1988年1月20日対外経済貿易が公表した「中華人民共和国技術導入契約管理条例施行細則」は同時に廃止する。

(原稿受領 2002.8.30)